

第154期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時

開催場所 大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号
当行本店16階大ホール

議案
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件

目次

■ 第154期定時株主総会招集ご通知	1
■ 第154期事業報告	
1. 当行の現況に関する事項	5
2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項	16
3. 社外役員に関する事項	22
4. 当行の株式に関する事項	24
5. 当行の新株予約権等に関する事項	25
6. 会計監査人に関する事項	27
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	27
8. 業務の適正を確保する体制	28
9. 業務の適正を確保する体制の運用状況	32
10. 特定完全子会社に関する事項	35
11. 会計参与に関する事項	35
■ 計算書類	36
■ 連結計算書類	40
■ 監査報告書	44
■ 株主総会参考書類	48

株 主 各 位

大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号

株式会社 関西アーバン銀行

取締役会長兼頭取 橋本和正

第154期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当行第154期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討願ひ、3頁から4頁の記載に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号 当行本店16階大ホール
3. 目的事項

報告
事項

1. 第154期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第154期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件

（報告事項及び決議事項の内容につきましては、5頁以下に記載のとおりであります。）

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の前3日までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当行（株主名簿管理人）にご通知ください。

以上

- (お 願 い)** ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は、会場の冷房を控えめにさせていただくとともに、役職員もノーネクタイの「クールビズ」スタイルにてご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- (お知らせ)** ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ(<http://www.kansaiurban.co.jp/company/meeting/index.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
- ① 個別注記表（計算書類の注記）
 - ② 連結注記表（連結計算書類の注記）
- なお、本招集ご通知に記載されている計算書類及び連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- ◎事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.kansaiurban.co.jp>) において、掲載することによりお知らせいたします。

【郵送又はインターネット等による議決権行使について】

当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに当行株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

2. インターネットによる議決権行使

当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、次の事項をご了承のうえ、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までにご行使ください。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能であります。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能であります。なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標であります。）



- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- (3) 郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットによって、複数回数又はパソコンと携帯電話により重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

- (5) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
- ① インターネットにアクセスできること。
 - ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
 - ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）
(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標であります。)

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-652-031（午前9時～午後9時）

〈その他のご照会〉 ☎ 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

3. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第154期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

○主要な事業内容

当行は、本店及び国内の支店等において、預金業務、貸出金業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、証券投資信託の窓口販売業務等を行っております。

○経済金融環境

当期のわが国経済は、海外経済の回復や企業収益の改善が持続するもとの、緩やかな回復基調が続きました。需要面を見ますと、輸出・生産は、海外経済の回復を背景に持ち直しの動きとなりました。設備投資は、更新・維持投資が下支えとなり底堅く推移したものの、製造業の能力増強投資は慎重姿勢が続き、個人消費も、可処分所得が伸び悩む中で緩慢な回復に止まりました。今後につきましては、海外の政治情勢によるマーケット変動等の不透明要因はあるものの、海外経済の回復や政府の経済対策が後押しとなり、景気は緩やかな回復基調を辿るものと見込まれます。

金融業界におきましては、日本銀行のマイナス金利政策の影響から、貸出金利水準の低下による利鞘の縮小が一層進行し、厳しい経営環境が続いております。こうした中、各地域金融機関は地域経済の持続的成長及び家計の安定的な資産形成をサポートするため、お客さま本位の業務運営に取り組むとともに、企業の技術力や将来性等、事業性評価に基づく融資を推進するなど、金融仲介機能の質の向上に取り組みました。

○事業の経過

このような経済金融環境のもと、当行は、平成25年度からスタートした中期経営計画の最終年度に当たり、基本テーマである「お客さまに選ばれる銀行」「安定した収益基盤の確立」「健全な企業基盤の確立」に基づく各種施策に全力をあげて取り組み、地域に根ざしたお客さまとのリレーション構築に一段と注力するとともに、中小企業・個人金融を中心としたリテールバンキングを展開いたしました。

営業面におきましては、高品質な金融サービスの提供とコンサルティング機能の強化によるきめ細かなサポートの充実に努め、収益力の強化と経営基盤の拡充に取り組んでまいりました。

個人取引部門におきましては、新たに購入時手数料無料の投資信託の取り扱いを開始した他、保険商品のラインアップを大幅に拡充するなど、お客さまのライフステージに応じた多様なニーズにお応えし、資産形成をサポートするための取り組みを進めました。また、「自然災害補償付き住宅ローン」を既に当行で住宅ローンをご利用中のお客さまにもお申込みいただけるよう商品内容を見直した他、新たに「アパートリフォームローン」の取り扱いを開始するなど、独自性豊かな商品・サービスの提供にも積極的に取り組みました。

法人取引部門におきましては、ソリューション営業によるビジネスサポート力の強化、資金供給能力の向上、経営サポートに注力し、地域に密着した営業を徹底いたしました。昨年5月には、滋賀県と包括的連携協定を締結し、産業振興に関わるプロジェクトに取り組んだ他、平成25年度からスタートした産学連携の共同研究サポート事業において連携する教育機関を拡大し、ニュービジネス支援を強化するなど、地域経済の活性化に資する取り組みを進めました。また、株式会社三井住友銀行の海外ネットワークを活用した事業支援に加え、株式会社国際協力銀行やコンサルティング会社と新たな支援の枠組みをスタートするなど、お客さまの海外事業拡大へのサポート態勢の充実にも取り組みました。

更に、お客さまの利便性の向上を図ることを目的に、店舗リニューアルの取り組みを進めました。今後も、地域マーケットに応じた店舗展開を実施し、質の高いサービスの提供と効率化の両立を目指してまいります。

CSR・環境活動につきましては、銀行業務を通じた環境保全と地域社会への貢献に努めてまいりました。預金残高の一定割合を環境保全団体へ寄附するeco定期預金や環境分野に係る融資等の金融サービスをご提供するとともに、銀行見学会や全国高校生金融経済クイズ選手権の地区大会を開催した他、新たに滋賀県との包括的連携協定に基づき、滋賀県内での高齢者見守り活動へ参加するなど、地域貢献活動

にも積極的に取り組みました。また、一部店舗にお客さま用の車いすを設置し、あらゆるお客さまに安心してご利用いただけるノーマライゼーションへの取り組みを進めました。

更に、女性の活躍を推進する取り組みが評価され、昨年9月には、厚生労働大臣から「えるぼし」企業として認定を受けました。当行は、ダイバーシティ推進の観点から、多様な人材が能力を最大限に発揮し、生き生きと働くことのできる企業を目指してまいります。

金融円滑化への対応につきましては、お客さまとの緊密なリレーションを構築する中で、経営実態の把握に努めるとともに、外部専門機関との連携を図りながら、経営改善のサポートに取り組みました。当行は、今後もお客さまの問題・課題の解決に向け、真摯に取り組んでまいります。

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく開示債権につきましては、平成29年3月末の残高は636億円となり、開示債権比率は前年同月比0.14%改善の1.63%へと低下いたしました。今後も、資産の健全化を促進する観点から、オフバランス化の更なる促進と企業再生・劣化防止への一段の取り組み強化等を図ってまいります。

また、地域のお客さまの資金ニーズに積極的にお応えしていくため、自己資本の一層の充実を図った結果、期末の自己資本比率は6.25%、連結自己資本比率は6.38%となりました。

○事業の成果

このような状況下におきまして、当行は役職員一同が全力を尽くして業務に邁進すると同時に、経営の合理化、効率化に努めてまいりました結果、次のような業績となりました。

(預金・譲渡性預金)

預金は期中2,199億円増加し、期末残高は4兆418億円となりました。このうち定期性預金は期中1,026億円増加し、期末残高は2兆6,825億円となりました。また、譲渡性預金は期中150億円減少し、期末残高は1,547億円となりました。

(貸出金)

貸出金は期中1,035億円増加し、期末残高は3兆8,697億円となりました。

(有価証券)

有価証券は期中696億円減少し、期末残高は2,292億円となりました。

(社債)

社債は期中240億円減少し、期末残高は100億円となりました。

(総資産)

総資産は期中1,137億円増加し、期末残高は4兆5,974億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は前年度比2,258億円増加し、期中取扱高は12兆3,850億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は前年度比4億91百万ドル減少し、期中取扱高は18億89百万ドルとなりました。

(損益状況)

当期も引き続き資金の効率的な調達と運用を図るとともに、経営の効率化・資産の健全化に努めました結果、経常利益は177億13百万円、当期純利益は140億31百万円となり、1株当たり当期純利益は165円96銭となりました。

○店舗の状況

店舗の状況につきましては、お客さまの利便性の向上と業務の一層の効率化を図るため、新宿アーバンプラザを東京支店に統合するとともに、大津駅前出張所を廃止し、あべのハルカス出張所の新設を行いました。この結果、期末の店舗数は155か店、店舗外現金自動設備の設置は59か所となりました。

○当行の対処すべき課題

当行は、「存在感」の高い関西No.1の広域地銀を目指し、関西圏で中小企業・個人のお客さまに地域密着営業を徹底し、顧客基盤の更なる拡充に取り組んでまいりましたが、引き続き、これらを徹底することにより、安定した収益基盤を確立してまいります。

また、平成29年3月3日に、当行は株式会社りそなホールディングス、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社みなと銀行及び株式会社近畿大阪銀行との間で、株式会社みなと銀行及び株式会社近畿大阪銀行との経営統合検討に関する基本合意書を締結いたしました。

基本合意後、統合準備委員会を発足させ、平成29年9月末頃までの最終契約締結を目指し、具体的な協議・検討を進めております。

本経営統合により、統合する各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係を深化させるとともに、社員が大きなやりがいと誇りを持って働く、本邦有数にして関西最大の地域金融グループとして、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」の構築を目指してまいります。

そして、更なる企業価値の向上を図り、株主の皆さまのご期待にお応えしてまいります所存でございます。

株主の皆さまには、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預 金	36,817	37,528	38,219	40,418
定期性預金	25,682	25,957	25,799	26,825
その他	11,134	11,570	12,419	13,592
貸 出 金	35,656	36,058	37,662	38,697
個人向け	19,799	19,892	20,117	20,569
中小企業向け	13,087	13,526	14,877	15,554
その他	2,769	2,638	2,666	2,574
有 価 証 券	3,009	3,267	2,989	2,292
国 債	1,202	1,354	1,169	340
その他	1,806	1,913	1,819	1,952
社債(長期信用銀行債等を除く。)	682	582	340	100
総 資 産	41,245	43,209	44,836	45,974
内 国 為 替 取 扱 高	114,746	118,723	121,592	123,850
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,036	百万ドル 1,565	百万ドル 2,381	百万ドル 1,889
経 常 利 益	百万円 23,178	百万円 22,266	百万円 20,422	百万円 17,713
当 期 純 利 益	百万円 16,515	百万円 17,011	百万円 15,130	百万円 14,031
1株当たり当期純利益	206円03銭	204円84銭	179円72銭	165円96銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「1株当たり当期純利益」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
 3. 平成26年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、平成25年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出してしております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,600名	2,546名
平 均 年 齢	39年6月	39年9月
平 均 勤 続 年 数	16年2月	16年6月
平 均 給 与 月 額	402千円	408千円

- (注) 1. 使用人数には、取締役を兼務しない執行役員並びに臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。なお、当年度末の取締役を兼務しない執行役員は30名であります。
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

			当 年 度 末		前 年 度 末	
大 阪 府	滋 賀 県	京 都 府	店	うち出張所	店	うち出張所
			76	(11)	76	(11)
			52	(1)	52	(1)
			11	(3)	11	(3)
			9	(1)	9	(1)
			3	(1)	3	(1)
			2	(ー)	2	(ー)
			1	(ー)	2	(1)
			1	(ー)	1	(ー)
		合 計	155	(17)	156	(18)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を59か所（前年度末59か所）設置しております。

ロ 当年度新設営業所 該当ありません。

- (注) 1. 当年度において新宿アーバンプラザを東京支店に統合いたしました。
 2. 当年度において店舗外現金自動設備のうち、大津駅前出張所を廃止いたしました。
 3. 当年度において店舗外現金自動設備として、あべのハルカス出張所を新設いたしました。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	3,493
---------------	-------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
新設、改修	
① 入出金管理機の更改	391
② 羽曳野支店移転	250
③ 事業用土地購入	233
④ 西宮支店移転	185
⑤ 決済システムの更改	165
⑥ 天王寺支店移転	146

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

①親会社との関係

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
株式会社 三井住友 フィナンシャル グループ	東京都 千代田区丸の内 1丁目1番2号	傘下子会社の経営 管理並びにそれに 附帯する業務	平成14年 12月2日	百万円 2,337,895	% 60.15 (60.15)	—
株式会社 三井住友銀行	東京都 千代田区丸の内 1丁目1番2号	銀行業務	平成8年 6月6日	1,770,996	49.71 (0.35)	—

(注) 1. 親会社が有する当行の議決権比率欄の () 内は、間接被所有割合で内数であります。
2. 親会社が有する当行の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

②親会社等との間の取引に関する事項

- ・取引に当たって当行の利益を害さないように留意した事項

当行と親会社との取引につきましては、一般の取引先との取引条件と同様の適正な条件による取引を基本方針とし、その基本方針に沿った規定を定め、その規定に従った運用としておりますので、少数株主の保護に反するような不利益な取引を行うことはございません。

- ・当行の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当行取締役会は、当年度における親会社との取引が適正な条件により行われており、当行の利益を害さないものと判断しております。

事業運営に関しては、当行の役員には株式会社三井住友銀行の出身者がおりますが、当行は株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行の連結対象会社であり、同社グループの経営方針を踏まえて、当行が独自の判断に基づく経営を行っており、上場企業として一定の独立性を確保しております。

- ・取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見該当ありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
関西アーバン銀 リース株式会社	大阪市 中央区西心斎橋 1丁目2番4号	リース業務	昭和50年 2月1日	百万円 100	% 88.99	—

(注) 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫265金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合133組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連721（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社三井住友銀行との提携により、現金自動設備の相互開放（当行と株式会社三井住友銀行の現金自動設備の相互利用による現金自動引出しを手数料無料で取扱（時間外手数料を除く））、及び現金自動設備等による振込手数料の相互本支店扱い（両行相互の振込における振込手数料を本支店扱いの手数料で取扱）を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS接続方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社大垣共立銀行・株式会社三重銀行との提携により、現金自動設備の相互開放（当行と株式会社大垣共立銀行・株式会社三重銀行の現金自動設備の相互利用による現金自動引出しを手数料無料で取扱（時間外手数料を除く））を行っております。
7. 株式会社セブン銀行との提携により、CAFIS接続方式で株式会社セブン銀行の現金自動設備での現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
8. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
9. 株式会社イーネットとの提携により、CAFIS接続方式で株式会社イーネットの現金自動設備での現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
10. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、CAFIS接続方式で株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスの現金自動設備での現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

当行は、平成29年3月3日に、株式会社みなと銀行、株式会社近畿大阪銀行との経営統合に向け協議・検討を進めていくことについて、関係者と基本合意いたしました。

上記基本合意の内容につきましては、前記(1)「当行の対処すべき課題」に記載のとおりであります。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
橋 本 和 正	取締役会長兼頭取（代表取締役）		
北 幸 二	取締役副会長（代表取締役）	滋賀経済同友会 代表幹事	
三 浦 清	取締役（代表取締役）兼 副頭取執行役員 営業統括部、業務開発部、 情報開発部、 プライベートアドバイザリー部、 ITイノベーション推進部、 個人業務部担当		
松 村 昭 夫	取締役兼専務執行役員 経営企画部、 金融・産業調査室、 総務部、リスク統括部担当		
尾 崎 賢	取締役兼専務執行役員 事務統括部、システム部、 投融資企画部、 モーゲージ管理部、 資金証券部担当		
今 井 善 照	取締役兼専務執行役員 法人業務部、ハウジング業務部、 外国業務部担当		
村 井 純 彦	取締役兼専務執行役員 審査部、 事業コンサルティング部、 金融円滑化推進部担当		
西 川 哲 也	取締役（社外取締役）	株式会社ディーファ 代表取締役	公認会計士、税理士の資格 を有しており、財務及び会 計に関する相当程度の知見 を有するものであります。
和 田 光 正	取締役（社外取締役）		
石 橋 伸 子	取締役（社外取締役）	弁護士、 アジア太平洋トレード センター株式会社社外 監査役	弁護士の資格を有しており、 財務及び会計に関する相当 程度の知見を有するもので あります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
竹田千穂	取締役(社外取締役)	弁護士	弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものがあります。
森嶋悟	常勤監査役		
玉置之博	常勤監査役		
河合雅弘	常勤監査役		
峯本耕治	監査役(社外監査役)	弁護士	弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものがあります。
安川文夫	監査役(社外監査役)	安川文夫公認会計士事務所所長、 公立大学法人兵庫県立大学監事、 ムーンバット株式会社社外取締役(監査等委員)	公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
松本龍昌	監査役(社外監査役)		

(注) 1. 取締役のうち、西川哲也、和田光正、石橋伸子、竹田千穂の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、西川哲也、石橋伸子、竹田千穂の3氏につきましては、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。

2. 監査役のうち、峯本耕治、安川文夫、松本龍昌の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、峯本耕治、安川文夫の両氏につきましては、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。

3. 平成29年4月1日付異動

取締役(代表取締役)兼副頭取執行役員 三浦清 営業統括部、業務開発部、情報開発部、プライベートアドバイザー部、ITイノベーション推進部、個人業務部担当委嘱を解き、営業統括部、業務開発部、フィナンシャルアドバイザー部、ITイノベーション推進部、個人業務部担当を委嘱

取締役兼専務執行役員 松村昭夫 経営企画部、金融・産業調査室、総務部、リスク統括部担当委嘱を解き、経営企画部、金融・産業調査室、人事部担当を委嘱

取締役兼専務執行役員 尾崎賢 事務統括部、システム部、投融資企画部、モーゲージ管理部、資金証券部担当委嘱を解き、事務統括部、システム部、投融資企画部、資金証券部担当を委嘱

取締役兼専務執行役員 今井善照 法人業務部、ハウジング業務部、外国業務部担当委嘱を解く

4. 平成29年4月30日付異動

取締役兼専務執行役員辞任 今井善照

当年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任前の地位及び担当	退任前の重要な兼職	退任日
川口章平	取締役兼専務執行役員 京都駐在兼京都地域営業本部長		平成28年4月30日辞任
麿島哲	取締役兼専務執行役員 法人業務部、外国業務部担当		平成28年4月30日辞任
森嶋悟	取締役兼専務執行役員 審査部、融資業務部、 金融円滑化推進部、 事業コンサルティング部担当		平成28年4月30日辞任
内藤洋	取締役兼常務執行役員 総合監査部担当		平成28年4月30日辞任
北村明良	取締役会長（代表取締役）兼 最高経営責任者（CEO）		平成28年6月29日辞任
久保健	常勤監査役		平成28年6月29日辞任
中村貞博	常勤監査役		平成28年6月29日任期滿了
宮内憲悟	監査役（社外監査役）		平成28年6月29日任期滿了

（参考） 当行は、執行役員制度を導入しております。平成29年3月31日現在の執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
賀谷寛	常務執行役員 人事部、CS推進部担当
縄嘉彦	常務執行役員 総合監査部担当
谷克也	常務執行役員 京都地域営業本部長
江南寿久	常務執行役員 東京支店長兼東京事務所長
貞松照之	常務執行役員 資金証券部副担当
澤谷和宏	常務執行役員 大阪市内地域営業本部長
竹澤昭任	常務執行役員 経営企画部、総務部、リスク統括部副担当

氏名	地位及び担当
村岡孝浩	常務執行役員 営業統括部、法人業務部、外国業務部副担当（びわこ本部駐在）
岩井仁	常務執行役員 人事部長
山口定生	常務執行役員 本店営業本部長
山本浩之	常務執行役員 営業統括部長
森本勝也	執行役員 東大阪・奈良地域営業本部長
島野智義	執行役員 京阪地域営業本部長
櫻田満	執行役員 滋賀第一地域営業本部長兼滋賀第二地域営業本部長
村島明成	執行役員 ITイノベーション推進部長
房本秀進	執行役員 審査部長
岡部大輔	執行役員 梅田支店長
高山直樹	執行役員 個人業務部副担当
西脇毅	執行役員 システム部長
山本征史	執行役員 北摂地域営業本部長兼阪神地域営業本部長
安田彰	執行役員 業務開発部長
川上公一	執行役員 名古屋支店長
里西薫	執行役員 滋賀第三地域営業本部長
川崎康裕	執行役員 南大阪・和歌山地域営業本部長
清水一記	執行役員 長浜支店長
畑山豊国	執行役員 本店営業部長

氏名	地位及び担当
林 芳 樹	執行役員 事務統括部長
足 立 光	執行役員 京都支店長
折 橋 輝 明	執行役員 経営企画部長
伊 藤 博 文	執行役員 個人業務部、営業統括部副担当

(注) 1. 平成29年4月1日付異動

常務執行役員	賀 谷 寛	人事部、CS推進部担当委嘱を解き、東京支店長兼東京事務所長を委嘱
常務執行役員	谷 克 也	京都地域営業本部長委嘱を解く
常務執行役員	江 南 寿 久	東京支店長兼東京事務所長委嘱を解く
常務執行役員	澤 谷 和 宏	大阪市内地域営業本部長委嘱を解く
常務執行役員	竹 澤 昭 任	経営企画部、総務部、リスク統括部副担当委嘱を解き、総務部、CS推進部、リスク統括部担当を委嘱
常務執行役員	山 本 浩 之	営業統括部長委嘱を解き、法人業務部、ハウジング業務部担当を委嘱
常務執行役員	村 岡 孝 浩	営業統括部、法人業務部、外国業務部副担当（びわこ本部駐在）委嘱を解き、滋賀第一地域営業本部長兼営業統括部、法人業務部副担当を委嘱
常務執行役員	西 脇 毅	システム部長委嘱
常務執行役員	櫻 田 満	滋賀第一地域営業本部長兼滋賀第二地域営業本部長委嘱を解き、関西第三地域営業本部長を委嘱
常務執行役員	岡 部 大 輔	梅田支店長委嘱
常務執行役員	高 山 直 樹	個人業務部副担当委嘱
執行役員	森 本 勝 也	東大阪・奈良地域営業本部長委嘱を解く
執行役員	島 野 智 義	京阪地域営業本部長委嘱を解く
執行役員	山 本 征 史	北摂地域営業本部長兼阪神地域営業本部長委嘱を解く
執行役員	里 西 薫	滋賀第三地域営業本部長委嘱を解き、滋賀第二地域営業本部長を委嘱
執行役員	川 崎 康 裕	南大阪・和歌山地域営業本部長委嘱を解き、関西第二地域営業本部長を委嘱
執行役員	畑 山 豊 国	本店営業部長委嘱を解き、営業統括部長を委嘱

2. 平成29年4月23日付異動

常務執行役員辞任	谷 克 也	
常務執行役員辞任	江 南 寿 久	
常務執行役員辞任	澤 谷 和 宏	
執行役員辞任	森 本 勝 也	
執行役員辞任	島 野 智 義	
執行役員辞任	山 本 征 史	

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	16	292
監 査 役	9	81
計	25	373

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の当行第151期定時株主総会において、年額6億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）とご決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の当行第151期定時株主総会において、年額1億円以内とご決議いただいております。
 3. 取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価はありません。
 4. 報酬等の額には、当年度における取締役に対する役員賞与金47百万円及び監査役に対する役員賞与金4百万円が含まれております。

(3) 責任限定契約

区 分	氏 名	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	西 川 哲 也	左記の社外取締役及び社外監査役との間に、当行に対する損害賠償責任に関する契約を締結しております。その賠償責任の限度額は、法令が定める金額であります。
	和 田 光 正	
	石 橋 伸 子	
	竹 田 千 穂	
社外監査役	峯 本 耕 治	
	安 川 文 夫	
	松 本 龍 昌	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

区 分	氏 名	兼職その他の状況
社外取締役	西 川 哲 也	株式会社ディーファ 代表取締役
	和 田 光 正	—
	石 橋 伸 子	弁護士、 アジア太平洋トレードセンター株式会社 社外監査役
	竹 田 千 穂	弁護士
社外監査役	峯 本 耕 治	弁護士
	安 川 文 夫	安川文夫公認会計士事務所 所長、 公立大学法人兵庫県立大学 監事、 ムーンバット株式会社 社外取締役（監査等委員）
	松 本 龍 昌	—

(注) 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行との間には、重要な取引その他の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
社外取締役	西川 哲也	2年9カ月	取締役会 12回	必要に応じ、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。
	和田 光正	2年9カ月	取締役会 10回	必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
	石橋 伸子	1年9カ月	取締役会 12回	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
	竹田 千穂	1年9カ月	取締役会 11回	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	峯本 耕治	5年9カ月	取締役会 12回	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
			監査役会 12回	
	安川 文夫	2年9カ月	取締役会 12回	必要に応じ、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。
			監査役会 12回	
松本 龍昌	9カ月	取締役会 10回	必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。	
		監査役会 10回		

- (注) 1. 当期の取締役会の開催回数は12回、監査役会の開催回数は12回であります。
 2. 社外監査役松本龍昌氏につきましては、平成28年6月29日開催の当行第153期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。同日以降の当期の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8	47	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	200,000千株
		第一種優先株式	100,000千株
	発行済株式の総数	普通株式	73,791千株
		第一種優先株式	73,000千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	普通株式	12,946名
	第一種優先株式	1名

(3) 大株主

イ 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社三井住友銀行	36,109 ^{千株}	49.13%
銀泉株式会社	3,625	4.93
株式会社セディナ	2,762	3.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,979	2.69
三井住友カード株式会社	1,781	2.42
三井住友ファイナンス&リース株式会社	1,586	2.15
株式会社日本総合研究所	1,289	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,079	1.46
関西アーバン銀行自社株投資会	976	1.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	818	1.11

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式299千株を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

ロ 第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社三井住友銀行	73,000 ^{千株}	100.00%

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	<p>(平成19年6月28日開催の定時株主総会決議)</p> <p>(イ) 新株予約権の総数 23個 (ロ) 新株予約権の目的である株式の種類 普通株式 (ハ) 新株予約権の目的である株式の数 2,300株 (新株予約権1個当たり100株)</p> <p>(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 461,000円 (1株当たり4,610円)</p> <p>(ホ) 新株予約権の行使期間 平成21年6月29日から 平成29年6月28日まで</p> <p>(ヘ) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。</p>	3名
	<p>(平成20年6月27日開催の定時株主総会決議)</p> <p>(イ) 新株予約権の総数 35個 (ロ) 新株予約権の目的である株式の種類 普通株式 (ハ) 新株予約権の目的である株式の数 3,500株 (新株予約権1個当たり100株)</p> <p>(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 302,000円 (1株当たり3,020円)</p> <p>(ホ) 新株予約権の行使期間 平成22年6月28日から 平成30年6月27日まで</p> <p>(ヘ) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。</p>	3名
	<p>(平成21年6月26日開催の定時株主総会決議)</p> <p>(イ) 新株予約権の総数 41個 (ロ) 新株予約権の目的である株式の種類 普通株式 (ハ) 新株予約権の目的である株式の数 4,100株 (新株予約権1個当たり100株)</p> <p>(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 193,000円 (1株当たり1,930円)</p> <p>(ホ) 新株予約権の行使期間 平成23年6月27日から 平成31年6月26日まで</p> <p>(ヘ) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。</p>	4名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

前記(1)及び(2)に記載のもの以外に発行している新株予約権は次のとおりであります。

発行決議の日	新株予約権の割当を受けた者	新株予約権を有する者の人数	新株予約権の数	新株予約権の目的である株式の種類	新株予約権の目的である株式の数	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額
平成19年 6月28日開催の 定時株主総会	当行取締役、 執行役員及 び使用人	38名	89個	普通株式	8,900株 (新株予約権1個 当たり100株)	1株当たり 4,610円
平成20年 6月27日開催の 定時株主総会	当行取締役、 執行役員及 び使用人	50名	127個	普通株式	12,700株 (新株予約権1個 当たり100株)	1株当たり 3,020円
平成21年 6月26日開催の 定時株主総会	当行取締役、 執行役員及 び使用人	68名	209個	普通株式	20,900株 (新株予約権1個 当たり100株)	1株当たり 1,930円

(注) 上記には、退任した取締役及び執行役員並びに退職した使用人を含んでおります。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 松 山 和 弘 指定有限責任社員 業務執行社員 脇 田 勝 裕 指定有限責任社員 業務執行社員 大 橋 正 紹	85	報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人から提出された監査計画、報酬見積り金額の算定根拠及びその内容、会計監査人の職務遂行状況等についてその適切性と妥当性を検討し、また、取締役等からの意見聴取も実施のうえ、報酬金額が妥当であると総合的に判断できることから、当該同意をいたしました。 当行に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容 該当ありません。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
 3. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人である監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は103百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

- ・ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には、会計監査人の解任を検討するほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規則、情報管理規定、情報管理規則、情報・文書管理手続等に則り、適切な保存及び管理を行う。

(2) 当行及び当行のグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制について

- ① 当行及び当行のグループ会社の損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項をリスク管理規定として定め、リスク管理担当部署がリスク統括部とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。
- ② 担当役員、リスク管理担当部署及びリスク統括部は、前項において承認されたリスク管理の基本方針に基づいて、リスク管理を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。
- ② 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織及び職務権限に関する規定を定め、これらの規定に則った適切な権限委譲を行う。

(4) 当行及び当行のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ① 当行及び当行のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会でコンプライアンス・マニュアルを制定し、役職員がこれを遵守する。
- ② 当行及び当行のグループ会社のコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規定の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体

的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。

- ③ 当行のグループ全体の会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制規定等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。
- ④ 当行及び役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- ⑤ 反社会的勢力による被害を防止するため、当行のグループ全体の基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。
- ⑥ 利益相反管理に関する基本方針として関西アーバン銀行利益相反管理方針を制定し、お客さまの利益を不当に害することがないように、当行のグループ内における利益相反を適切に管理する体制を整備する。
- ⑦ マネー・ローンダリング及びテロ資金の供与を防止するため、当行のグループ全体の基本方針としてマネー・ローンダリング等防止規定を定め、同規定に基づいた運営及び管理を行う。
- ⑧ 上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- ① 当行のグループ全体の経営上の基本方針及び基本的計画は、株式会社三井住友フィナンシャルグループのグループ基本方針及び基本的計画を踏まえて決定する。
- ② 当行のグループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、これらの規定に則った適切な管理を行う。
- ③ 当行グループ内における取引等の公正性及び適切性を確保するため、当行を含むグループ内の会社間の取引等に係る方針を関西アーバン銀行・グループ内取引管

理規則として定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。また、これらの取引等のうち、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部及び株式会社三井住友銀行関連事業部に報告する。

- ④ 当行のグループ会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、グループ会社管理の基本的事項をグループ会社の運営および経営管理に関する規定等として定め、これらの規定に則ったグループ会社の管理及び運営を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立性、監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に係る事項について

- ① 監査役の職務の執行を補助するために、監査役室を設置する。
- ② 監査役室の使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
- ③ 監査役室の使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとする。

(7) 当行及び当行のグループ会社の役職員が、監査役会または監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項について

- ① 当行及び当行のグループ会社の役職員は、当行もしくは当行のグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。また、当行及び当行グループの役職員は、その職務の執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。
- ② 当行及び当行のグループ会社の役職員は、法令等の違反行為等を発見したときには、所属する会社の監査役や、内部通報窓口のほか、株式会社三井住友フィナンシャルグループが設置する内部通報窓口へ報告することができる。コンプライア

ンス担当部署は、監査役に対し、内部通報の受付・処理状況（株式会社三井住友フィナンシャルグループが設置する内部通報窓口で報告されたものを含む）を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮の上、必要と認められるとき、または、監査役から報告を求められたときも速やかに報告する。

- ③ 当行及び当行のグループ会社の役職員が、前項の内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保するため、関西アーバンアラームライン規定とコンプライアンス・マニュアルに不利益取扱いの禁止を定める。

(8) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項について

- ① 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
- ② 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項について

当行は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要でないことが明らかでない場合を除き、追加の予算措置を講じる。

9. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当年度における当行の業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

平成28年度は取締役会を計12回開催しており、その議事録及び関連資料については、所管部にて諸規定に則り適切に保存・管理しております。

(2) 当行及び当行のグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制について

リスク管理の基本的事項は、取締役会の決議により「リスク管理規定」として定め、当該規定に定められたリスク管理の基本方針に基づき、リスク管理担当部署がリスク統括部とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行っております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ・ 取締役会の下に、当行の経営事項及び業務執行に関する意思決定機関として経営会議を設置し、経営に関する全般的な重要事項を協議の上決定しております。経営会議は定期的で開催し、必要あるときは随時開催しております。また、経営会議においては、業務計画に関する事項等について協議の上決定しており、当該決定事項に基づいた業務運営及び業績管理を行っております。
- ・ 各取締役は、取締役会における業務担当委嘱決議に基づき、適切に職務の執行を分担しております。

(4) 当行及び当行のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ・ コンプライアンス・マニュアルやコンプライアンス・プログラムを策定し、役職員に周知するとともに、その遵守状況や実施状況について、定期的に取り締り、経営会議等に報告しております。
- ・ 「財務報告に係る内部統制規定」等を制定し、当該規定等に則り、財務報告に係る

内部統制統括部署が当行グループの基本方針、全体計画を企画立案し、評価統括部署がその整備・運用状況を適切に評価しております。

- ・内部通報制度について、監査役や、内部通報窓口のほか、株式会社三井住友フィナンシャルグループが設置する内部通報窓口で報告することができることを関連規定に定めており、行内イントラネットへの掲示、冊子・カードの配布、並びに各種研修等により役職員に周知しております。また、制度の利用状況については、定期的に取り締役会、経営会議等に報告しております。
- ・反社会的勢力に対する基本方針について、行内イントラネットへの掲示、冊子の配布、並びに各種研修等により役職員に周知し、取引排除に努めております。取引開始後に反社会的勢力に該当することが判明した場合、関係遮断に向けた管理を行い、必要に応じ、捜査当局・弁護士等外部機関と連携し対応しています。また、反社会的勢力への対応状況等については、定期的に取り締役会、経営会議等に報告しております。
- ・「関西アーバン銀行利益相反管理方針」をホームページ等で公表し、関連する規則等を含め役職員に周知しております。また、利益相反取引の管理状況については、定期的な経営会議等に報告しております。
- ・「マネー・ローンダリング等防止規定」を役職員に周知するとともに「疑わしい取引」について、システムによる検知態勢を整備・運用しております。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する運営・管理状況は、定期的な経営会議等に報告しております。
- ・当行及び当行グループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款等に適合しているかを確認・検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を実施し、その監査結果を定期的に取り締役会、経営会議等に報告しております。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- ・当行グループの経営上の基本方針及び基本的計画となる単年度の業務計画については、株式会社三井住友フィナンシャルグループと協議の上、同社の基本方針及び基本的計画を踏まえて決定しております。

- ・ 当行を含むグループ内の会社間の取引等に係る方針を定める「関西アーバン銀行・グループ内取引管理規則」を行内イントラネットへの掲示及び各種研修等により役職員に周知しております。また、グループ内取引が発生する都度、公正性及び適切性を検証しております。なお、平成28年度においては、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等の発生はありませんでした。
- ・ 「グループ会社の運営および経営管理に関する規定」に基づき、グループ会社の管理に努めているほか、当行職員が、各グループ会社の非常勤監査役に就任して取締役の職務執行状況を把握し、取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保しております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立性、監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に係る事項について

- ・ 執行部門から独立した監査役室が監査役の監査業務の補助、監査役会の事務局、内部監査担当部署及び当行グループ会社監査役との情報共有等を所管しております。
- ・ 監査役会において、監査役室の使用人の人事評価・異動の同意について決議しており、また、当該使用人が専ら監査役の指示命令に従う組織体制を整備・運用しております。

(7) 当行及び当行のグループ会社の役職員が、監査役会または監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項について

- ・ 監査役は、主要な部署の部室長と定期的にヒアリングを実施するとともに、報告すべき事案が発生した都度、報告を受けております。また、当行のグループ会社に関しては、定期的に社長ヒアリング及び監査役との意見交換会を実施しております。
- ・ 当行及び当行のグループ会社の役職員が、前記（4）の内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことがないよう周知し運用し

ております。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項について

- ・内部監査担当部署は、監査役の監査実施に係る必要な情報の提供や、監査役との意見交換を定期的実施する等、緊密な連携を保っており、監査役の実効的な監査への協力を努めております。
- ・代表取締役は、監査役との間で定期的に意見交換会を実施すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努めております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項について

監査役の職務の執行について生ずる費用は、当行が予算として計上の上、要請に応じて速やかに対応することにより、監査役の活動が制約なく行われるようにしております。

10. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

計算書類

第154期(平成29年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
現金預け金	394,611
現金	25,652
預け金	368,959
コールローン	3,926
有価証券	229,294
国債	34,090
地方債	3,540
社債	105,756
株式	46,002
その他の証券	39,904
貸出金	3,869,787
割引手形	6,692
手形貸付	85,069
証書貸付	3,694,522
当座貸越	83,503
外国為替	6,073
外国他店預け	4,803
買入外国為替	930
取立外国為替	339
その他資産	17,324
前払費用	167
未収収益	2,625
金融派生商品	10,132
その他の資産	4,399
有形固定資産	52,998
建物	12,350
土地	36,393
リース資産	3,267
建設仮勘定	8
その他の有形固定資産	979
無形固定資産	14,669
ソフトウェア	4,080
のれん	9,515
リース資産	423
その他の無形固定資産	649
前払年金費用	6,557
繰延税金資産	13,953
支払承諾見返	6,296
貸倒引当金	△18,043
資産の部合計	4,597,450

科 目	金 額
(負債の部)	
預金	4,041,829
当座預金	93,958
普通預金	1,208,768
貯蓄預金	15,578
通知預金	9,189
定期預金	2,682,550
その他の預金	31,784
譲渡性預金	154,710
コールマネー	80,000
債券貸借取引受入担保金	539
借入金	71,162
借入金	71,162
外国為替	62
売渡外国為替	62
社債	10,000
その他負債	21,806
未払法人税等	2,073
未払費用	4,995
前受収益	1,882
金融派生商品	5,748
リース債務	3,885
資産除去債務	306
その他の負債	2,913
賞与引当金	2,450
退職給付引当金	5,691
睡眠預金払戻損失引当金	743
偶発損失引当金	499
再評価に係る繰延税金負債	366
支払承諾	6,296
負債の部合計	4,396,159
(純資産の部)	
資本金	47,039
資本剰余金	94,163
資本準備金	18,937
その他資本剰余金	75,225
利益剰余金	47,877
利益準備金	2,813
その他利益剰余金	45,063
繰越利益剰余金	45,063
自己株式	△606
株主資本合計	188,473
その他有価証券評価差額金	12,148
繰延ヘッジ損益	△148
土地再評価差額金	787
評価・換算差額等合計	12,787
新株予約権	29
純資産の部合計	201,290
負債及び純資産の部合計	4,597,450

第154期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		77,416
資金運用収益	60,121	
貸出金利息	57,744	
有価証券利息配当金	2,114	
コールローン利息	8	
預け金利息	220	
金利スワップ受入利息	0	
その他の受入利息	32	
役務取引等収益	12,179	
受入為替手数料	1,853	
その他の役務収益	10,325	
その他業務収益	2,743	
外国為替売買益	86	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	450	
金融派生商品収益	2,114	
その他の業務収益	92	
その他経常収益	2,372	
貸倒引当金戻入益	188	
償却債権取立益	11	
株式等売却益	387	
その他の経常収益	1,786	
経常費用		59,702
資金調達費用	5,821	
預金利息	4,524	
譲渡性預金利息	62	
コールマネー利息	△17	
債券貸借取引支払利息	1	
借入金利息	316	
社債利息	609	
金利スワップ支払利息	125	
その他の支払利息	199	
役務取引等費用	8,145	
支払為替手数料	435	
その他の役務費用	7,710	
その他業務費用	349	
国債等債券売却損	349	
営業経費	44,305	
その他経常費用	1,080	
株式等売却損	8	
株式等償却	2	
その他の経常費用	1,069	
経常利益		17,713

科 目	金 額	
特別利益		48
固定資産処分益	29	
新株予約権戻入益	19	
特別損失		326
固定資産処分損	94	
減損損失	232	
税引前当期純利益		17,435
法人税、住民税及び事業税	1,198	
法人税等調整額	2,205	
法人税等合計		3,403
当期純利益		14,031

第154期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	47,039	18,937	75,225	94,163
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	47,039	18,937	75,225	94,163

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,841	36,864	38,706	△603	179,305
当期変動額					
剰余金の配当	972	△5,833	△4,861		△4,861
当期純利益		14,031	14,031		14,031
自己株式の取得				△3	△3
土地再評価差額金の取崩		0	0		0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	972	8,198	9,171	△3	9,167
当期末残高	2,813	45,063	47,877	△606	188,473

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	11,518	△338	787	11,967	48	191,321
当期変動額						
剰余金の配当						△4,861
当期純利益						14,031
自己株式の取得						△3
土地再評価差額金の取崩						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	630	189	△0	820	△19	801
当期変動額合計	630	189	△0	820	△19	9,968
当期末残高	12,148	△148	787	12,787	29	201,290

連結計算書類

第154期 (平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	395,305	預金	4,032,381
コールローン及び買入手形	3,926	譲渡性預金	136,210
有価証券	207,551	コールマネー及び売渡手形	80,000
貸出金	3,850,577	債券貸借取引受入担保金	539
外国為替	6,073	借入金	90,352
その他資産	67,316	外国為替	62
有形固定資産	53,941	社債	10,000
建物	12,373	その他負債	34,693
土地	36,393	賞与引当金	2,518
リース資産	29	退職給付に係る負債	6,850
建設仮勘定	8	睡眠預金払戻損失引当金	743
その他の有形固定資産	5,137	偶発損失引当金	499
無形固定資産	14,972	繰延税金負債	4
ソフトウェア	4,572	再評価に係る繰延税金負債	366
のれん	9,515	支払承諾	6,511
リース資産	230	負債の部合計	4,401,734
その他の無形固定資産	654	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	2,529	資本金	47,039
繰延税金資産	17,349	資本剰余金	94,163
支払承諾見返	6,511	利益剰余金	50,950
貸倒引当金	△22,298	自己株式	△606
		株主資本合計	191,547
		その他有価証券評価差額金	12,148
		繰延ヘッジ損益	△125
		土地再評価差額金	787
		退職給付に係る調整累計額	△3,645
		その他の包括利益累計額合計	9,164
		新株予約権	29
		非支配株主持分	1,279
		純資産の部合計	202,021
資産の部合計	4,603,756	負債及び純資産の部合計	4,603,756

第154期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	89,098	特別利益	48
資金運用収益	61,271	固定資産処分益	29
貸出金利息	57,538	新株予約権戻入益	19
有価証券利息配当金	1,918	特別損失	337
コールローン利息及び買入手形利息	8	固定資産処分損	104
預け金利息	220	減損損失	232
その他の受入利息	1,584	税金等調整前当期純利益	18,708
役員取引等収益	14,609	法人税、住民税及び事業税	1,716
その他業務収益	11,141	法人税等調整額	1,922
その他経常収益	2,076	法人税等合計	3,638
償却債権取立益	14	当期純利益	15,069
その他の経常収益	2,062	非支配株主に帰属する当期純利益	45
経常費用	70,101	親会社株主に帰属する当期純利益	15,023
資金調達費用	5,745		
預金利息	4,523		
譲渡性預金利息	51		
コールマネー利息及び売渡手形利息	△17		
債券貸借取引支払利息	1		
借入金利息	475		
社債利息	609		
その他の支払利息	102		
役員取引等費用	6,237		
その他業務費用	8,643		
営業経費	46,558		
その他経常費用	2,916		
貸倒引当金繰入額	1,700		
その他の経常費用	1,215		
経常利益	18,997		

第154期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	47,039	94,163	40,788	△603	181,387
当期変動額					
剰余金の配当			△4,861		△4,861
親会社株主に帰属する当期純利益			15,023		15,023
自己株式の取得				△3	△3
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	10,162	△3	10,159
当期末残高	47,039	94,163	50,950	△606	191,547

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当期首残高	11,518	△280	787	△4,061	7,963
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	630	154	△0	416	1,200
当期変動額合計	630	154	△0	416	1,200
当期末残高	12,148	△125	787	△3,645	9,164

(単位：百万円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	48	1,257	190,657
当期変動額			
剰余金の配当			△4,861
親会社株主に帰属する当期純利益			15,023
自己株式の取得			△3
土地再評価差額金の取崩			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19	22	1,204
当期変動額合計	△19	22	11,363
当期末残高	29	1,279	202,021

監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社 関西アーバン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松山和弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	脇田勝裕	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋正紹	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社関西アーバン銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社 関西アーバン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 山 和 弘 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	脇 田 勝 裕 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 橋 正 紹 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社関西アーバン銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当行の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当行の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成29年5月9日

株式会社 関西アーバン銀行 監査役会

常勤監査役 森 嶋 悟 ㊟

常勤監査役 玉 置 之 博 ㊟

常勤監査役 河 合 雅 弘 ㊟

社外監査役 峯 本 耕 治 ㊟

社外監査役 安 川 文 夫 ㊟

社外監査役 松 本 龍 昌 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当（第154期期末配当）に関する事項

当行は銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から資本の充実に留意しつつ、安定的な配当を継続するとの基本方針のもと、当期の剰余金の配当につきましては、次のとおり、前期と同じく普通株式1株につき40円とさせていただきたいと存じます。また、優先株式の配当につきましては、所定の金額とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式	総額	2,939,690,440円
1株当たり金40円		
当行第一種優先株式	総額	1,834,490,000円
1株当たり金25円13銭		
計	総額	4,774,180,440円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 北 幸二、松村昭夫、石橋伸子、竹田千穂の4氏が任期満了となり、また、平成29年4月30日付をもって取締役 今井善照氏が辞任されましたので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の 株式の数
1	北 幸 二 (昭和28年3月15日生)	昭和51年4月 株式会社住友銀行入行 平成15年6月 株式会社三井住友銀行執行役員 平成17年6月 当行本店支配人 平成17年6月 同専務取締役兼専務執行役員 平成19年6月 同副頭取兼副頭取執行役員 平成20年6月 同頭取兼最高執行役員 平成22年3月 同頭取兼最高執行責任者 平成26年6月 同取締役副会長（現任） 平成28年5月 滋賀経済同友会代表幹事（現任） 【取締役候補者とした理由】 当行取締役を12年間務め、また、平成20年から平成26年まで頭取として当行を統率・牽引するなど、豊富な実務経験と高い能力・見識を有しており、引き続き、当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断いたしました。	普通株式 5,682株
2	松 村 昭 夫 (昭和32年7月28日生)	昭和55年4月 株式会社住友銀行入行 平成19年4月 株式会社三井住友銀行難波法人営業第一部長 平成21年5月 当行常務執行役員 平成23年6月 同取締役兼常務執行役員 平成24年4月 同取締役兼専務執行役員 平成29年4月 同取締役兼専務執行役員 経営企画部、金融・産業調査室、人事部担当 （現任） 【取締役候補者とした理由】 長年にわたり、経営企画、法人営業等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・見識を有しております。また、当行取締役を6年間務め、経歴や実績についても申し分なく、引き続き、当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断いたしました。	普通株式 4,615株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
3	石橋 伸子 (昭和36年6月12日生)	平成元年4月 弁護士登録 平成7年10月 井口・石橋法律事務所 共同開設 平成16年10月 弁護士法人神戸シティ法律事務所 代表社員弁護士(現任) 平成17年6月 アジア太平洋トレードセンター株式会社 社外監査役(現任) 平成27年6月 当行取締役(現任) 【社外取締役候補者とした理由】 当行社外取締役を2年間務め、引き続き弁護士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を当行の経営に反映することが期待できます。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役候補者として適切であると判断いたしました。	普通株式 200株
4	竹田 千穂 (昭和48年2月9日生)	平成13年10月 弁護士登録 三宅法律事務所(現弁護士法人三宅法律事務所) 入所 平成27年6月 当行取締役(現任) 平成28年5月 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー(現任) 【社外取締役候補者とした理由】 当行社外取締役を2年間務め、引き続き弁護士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を当行の経営に反映することが期待できます。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役候補者として適切であると判断いたしました。	普通株式 172株

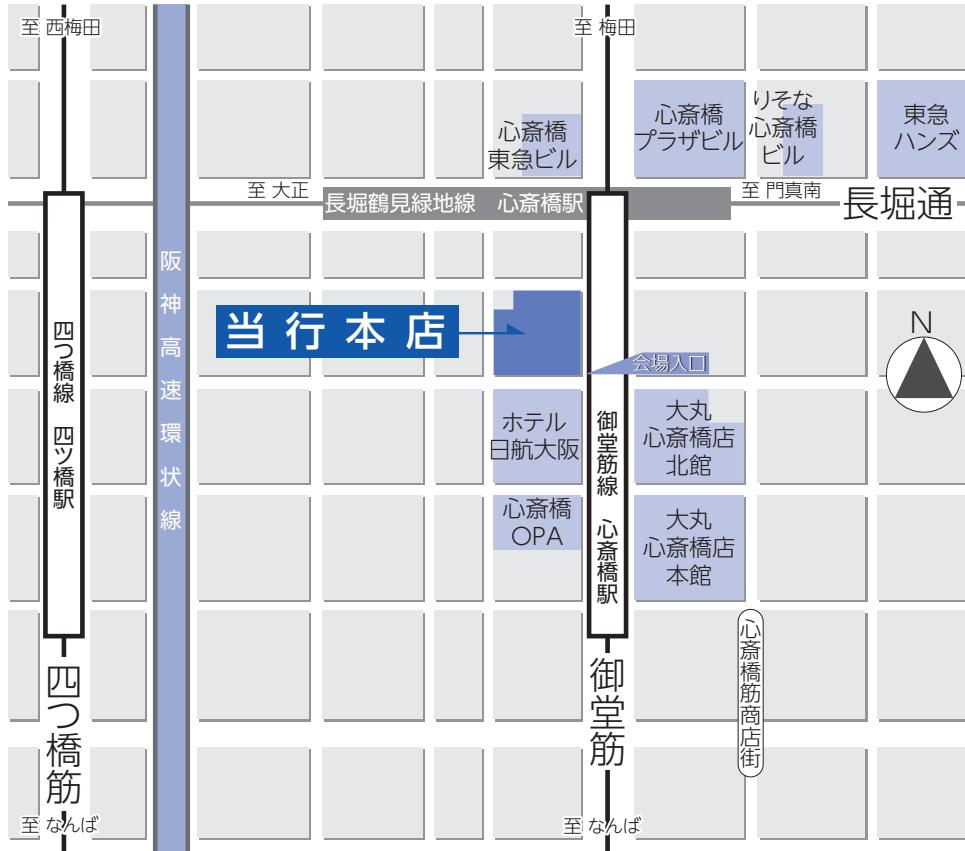
- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石橋伸子、竹田千穂の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 石橋伸子、竹田千穂の両氏は、現に当行の取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終了の時をもって2年になります。
4. 石橋伸子氏の戸籍上の氏名は井口伸子ですが、職務上使用している氏名で表記しております。
5. 竹田千穂氏の戸籍上の氏名は草島千穂ですが、職務上使用している氏名で表記しております。
6. 現在当行は、石橋伸子、竹田千穂の両氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合、当行は、石橋伸子、竹田千穂の両氏を独立役員として届け出を継続する予定であります。
7. 当行は石橋伸子、竹田千穂の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、当行は両氏との間の当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低限度額であります。
8. 石橋伸子氏は平成29年6月23日にアジア太平洋トレードセンター株式会社の社外監査役を退任する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内略図

会場

大阪市中央区西心齋橋1丁目2番4号 当行本店16階大ホール
電話 (06) 6281-7000 (大代表)



最寄りの駅 地下鉄 御堂筋線 心齋橋駅 8番出口

(お願い) 駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。